

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料 平成22年4月20日 こども青少年局こども家庭課長 阿部 隆康 Tel 671-2364 671-2393
--

## 子ども手当ダイレクトメールにおける同封チラシの誤記載について

### 1 概要

平成22年4月より制度が開始された子ども手当について、児童手当を3月末まで受給していた方は、児童手当から子ども手当に切り替わります。本市では、改めての申請手続は不要という旨の案内チラシを作成し、これらの方に送付しましたが、そのチラシの一部に誤記載がありました。

### 2 内容

チラシが送付される子どもの対象年齢について、  
「平成9年4月2日以降に生まれたお子様」とすべきところを、  
「平成10年4月1日までに生まれたお子様」と記載していました。

### 3 送付件数及び送付時期

送付件数：185,780件  
送付時期：4月15日に一斉に発送

### 4 今後の対応

今回、誤ったチラシを送付した対象者は、自動的に子ども手当に切り替わるため、申請手続の必要がない方たちです。そのため、改めて通知することはせず、5月下旬に送付する「認定通知書」に、お詫び文を同封します。

また、こども青少年局のホームページに、正しい記載のチラシ及びお詫びを掲載します。

### 5 再発防止について

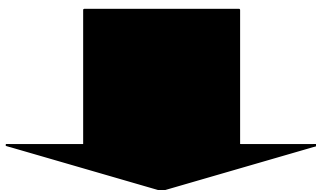
市民に向けて送付する印刷物については、従来よりダブルチェックを実施していますが、今回の事務処理ミスを踏まえ、さらに厳重に、複数の職員によるチェックを実施します。

(裏面 資料あり)

**【誤】**

このお知らせは、3月末現在、児童手当の認定を受けている方で、平成10年4月1日までに生まれたお子様を養育している方にお送りしています。

4月1日時点で、12歳までのお子様は、自動的に「子ども手当」に切り替わりますので、「子ども手当」の申請手続きは必要ありません。



**【正】**

このお知らせは、3月末現在、児童手当の認定を受けている方で、平成9年4月2日以降に生まれたお子様を養育している方にお送りしています。

4月1日時点で、12歳までのお子様は、自動的に「子ども手当」に切り替わりますので、「子ども手当」の申請手続きは必要ありません。